

市 連 協 会 議 議 事 要 旨

日 時 平成29年6月29日(木) 10時00分～11時30分
場 所 千葉市役所 8階 正庁

出席者

〔市連協〕各地区連協会長(代理出席者含む) 計45名
〔事務局〕市民自治推進課長他 計4名
〔各区連協事務局〕各区地域づくり支援室長 計6名

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 平成29年度市連協構成員及び各種委員について
平成29年度年間行事予定について(事務局)

事務局

(事務局長挨拶)

(配布資料説明)

※個人情報が含まれるため資料省略

- (2) 個人情報保護法の改正について(政策法務課市政情報室)

政策法務課市政情報室

(配布資料の説明)

(主な質疑)

地区連協会長

大きな改正点は何か。

政策法務課市政情報室

改正前は、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は個人情報保護法の対象外とされてきたが、改正後は全ての事業者（非営利組織を含む）に個人情報保護法が適用されるようになり、町内自治会についてもすべての団体が法の対象になったことが大きな変更点である。

地区連協会長

1点目、平成29年5月30日の施行前、例えば4月1日時点など、既に収集・作成・配布された名簿についての取扱いはどうすれば良いか。

2点目、警察からの照会等、法令に基づく場合は第三者への情報提供が認められているようだが、法的に根拠はあるのか。

政策法務課市政情報室

1点目、資料の11ページに記載のとおり、会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱う分には、新たに議決をとるなど、特段何か行う必要はないが引き続き適切に管理いただきたい。また、既に（改正前に）収集・配布した名簿についても、会員名簿を作成する際に、会員に対して「利用目的」を伝え、同意を得ていると思われるため、改めて対応を行う必要はない。

2点目については、個人情報保護法の23条において、「法令に基づく場合」や「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」は、本人の同意がなくとも第三者提供ができる旨の規定があるため、文書等で照会があった場合は対応いただきたい。

地区連協会長

個人情報保護法関連のQ&Aの説明の仕方が不明確である。Q3の広報誌に会員の氏名や写真を掲載している場合の取扱いや、Q4の方が一町内自治会で保管している個人情報を紛失・漏えいしてしまった場合について、どう理解すれば良いのか。

政策法務課市政情報室

Q3についてであるが、広報誌に関しては、町内自治会のなかで、会員の氏名や写真の掲載について、ルール化や同意がなされていれば通常は問題となることはないということである。説明の仕方については再検討したい。

Q4についてであるが、まず前段は、そもそも個人情報保護法は過失により個人情報を漏えいしたことを直接に罰する罰則はない、つまり、「官」と「民」の関係として、警察から市民が拘束されるようなことはないということであって、それに対し、後段

は、民事上の話として、つまり、「民」と「民」の関係として、当事者から損害賠償請求をうける可能性はある、ということである。

市民自治推進課

なお、町内自治会ハンドブックの個人情報保護法関係記載部分については、内容を検討後、各単位町内自治会長あて送付する予定であるため、ご承知いただきたい。

(3) ごみステーションの設置について（収集業務課）

（提案理由）

地区連協会長

近ごろ、住宅の建設ラッシュが続き、空き地がつぶされ、戸建住宅が建つ例が増えている。そのため、空き地の道路際に設置されたごみステーションの行き場がなくなり、やむなく近くのステーションに合併をせまられる事例も増えている。

公共の建物がほとんどない地区では、地主の好意にすがってごみを置かせてもらっていたステーションが多くあったが、こうしたことが先細りになっている。遠くなったステーションにごみを運ぶことができない高齢者も増えており、ごみ収集の責任の一端を地域に投げつけた、このような収集方法が限界に近づいているとも言える。

戸別収集にお金と人がかかるのは自明だが、町内自治会などが経費の一部を支払ってでも戸別収集に切り換える等のプランは描けないものか、今回提案したものである。

収集業務課

現在、市内約2万3千か所のごみステーションからごみを収集しており、ごみステーションの数は増えているが、個別収集については、収集に時間を要し収集が遅くなること、カラス被害に対する個別対策が必要となる等の課題がある。時間短縮のための収集車両や人員を増やすことで新たに年間8億円以上の経費を要するほか交通に支障が生じる住戸や本市の6割を占める集合住宅のごみステーション収集を継続する住戸行政サービスの公平感なども考慮し、現在のところ、個別収集の実施の予定はない。

一人暮らしの高齢者などのごみ出しについては、行政による収集も検討したが超高齢化社会に向けての地域での助け合い活動を推進することを目指し、配布資料のとおり地域の活力を生かすコミュニティ支援型の、「ごみ出しが困難な方のごみ出しを行う団体への支援」を設けごみ出し支援を行う団体に補助金を交付する事業を実施している。その他、配布資料のとおり、シルバー人材センターで実施しているワンコインサ

ービス事業のご活用をいただいているところである。ごみステーションの設置場所については、移設含め、町内自治会の皆様にはご苦勞が多々あると認識しているが、千葉市の各環境事業所にご相談いただきながら、現地確認等によりそれぞれの事案に沿った支援をしていくため、ご理解とご協力を賜りたい。

(主な質疑)

地区連協会長

ごみ収集ができないところにワンルームマンションが多く建設されている。建築許可の問題も含め、ごみ収集ができないようなところに建設されてしまった建物から出るごみの収集については、市の責任において対処してもらいたい。例えば小型収集車の導入などは個別収集よりはコスト的に実施しやすいと思われるため、検討いただきたい。

地区連協会長

そもそも、収集車が入れないような場所に建設がされること自体が問題である。アパートやマンションには専用のごみステーションを設けるべき。

収集業務課

建築の際に建物専用のごみステーションを設置いただくよう、要綱等をお願いしているところであるが、狭あい道路に面していて、ごみの収集ができない場合は、町内自治会等のご了承と協力を得た上で、地域のごみステーションにごみを排出している。それが難しい場合には、集合住宅の管理者が費用を負担し、業者と契約し収集を依頼している事例もある。様々な事情に適宜対応をしていく必要があると認識している。

地区連協会長

ごみ収集車が入れないようなところに建築許可をだす現状がおかしい。

地区連協会長

設置が義務付けられているごみステーションが収集できないような場所にある場合は、地域のごみステーションに協力を仰ぐ以前に、建物の管理者側に責任があるとして、管理者あてに、収集事業者と収集委託契約を結ぶように義務づけた方が良くはないか。

収集業務課

地域の町内自治会のご理解・ご協力をいただけるようであれば、地域のごみステーションの共用をお願いしたい。もしそれが困難である場合には、管理者あてに収集事業

者との契約などについて個々に対応をしていきたい。

(4) 千葉県自転車を活用したまちづくり条例について（政策企画課）

政策企画課

千葉県自転車を活用したまちづくり条例については、本年第1回定例会市議会において議決・制定され、7月1日からの施行となる。配布資料のリーフレットについては、市民や教育機関、自転車小売店、事業所などへ自転車の利用促進及び安全利用に関わる周知・啓発のために作成したものである。

本市は全体として平坦な地形であり、自転車で巡る地域資源に恵まれていること、自転車は環境にやさしく、健康の増進に効果的であるという特性があることから、自転車は様々な分野に活用すべき移動手段である。また、一方で自転車に起因する重大な事故も発生していることから、自転車を利用する方々のルール・マナーが必要となっている。このような背景から本条例は策定された。本市条例の特徴としては、交通安全の確保のみならず、活用と利用促進、利用環境の整備が3つの柱で構成しているところである。

（配布資料の説明）※単位町内自治会への周知については別途相談させていただく

（主な質疑）

地区連協会長

パンフレットに掲載されている写真が交通ルールを守っていない状況（並走等）である。このような写真を掲載するべきではない。

地区連協会長

スマートフォンやイヤホンを使用しながらの自転車運転などが多くみられ、ルール順守や交通マナーが気になるところだが、具体的にどのように条例に規定されているのか。県の条例との関係はどうなるのか。

政策企画課

ルール、マナーについては、道路交通法等の法令の順守ということで条例に規定を盛り込んでいるため、警察や市での交通安全教室や講習会などの機会を通じ、今後も自転車を利用する方に対し、ルールやマナーの周知・啓発に取り組んでいきたい。

千葉県の条例では、ヘルメットの着用努力義務については、対象年齢を18歳以下と

65歳以上に限定しているものである。本市については、けがの軽減に着目し、自転車に乗る方については、すべての方にヘルメット着用を推奨している点が相違点である。

地区連協会長

自転車の定期点検はどこでできるのか。点検済の証明などあるか。点検を実施しないことでの罰則はあるか。

政策企画課

定期点検については、自転車の販売店などの小売業者に自転車点検に関する有資格者がいるため、そちらで実施できる。点検済の証明については、点検実施後、併せてTSマーク保険という1年間の保険に加入することで、点検整備済を示したシールが自転車に貼付される。また、実施しないことに対する罰則まではないが、点検を推奨する目的で努力義務を規定している。

地区連協会長

条例では、レジャーとして自転車を利用する方向の内容が充実しているように思える。一方、交通事情により、通学や通勤で自転車を使わざるを得なく、生活必須として利用する方も多く存在することから、自転車利用者の安全に力を入れ、現状を把握した上で、条例を活きたものとするため、行政と警察が協力し、対応を充実させてもらいたい。

地区連協会長

自転車レーンができているが、行政の一方的な主導でできあがった感がある。自転車レーンを設置することは良いが、地域の実情に合わせたレーンを検討してもらいたい。

(5) ちば市政だよりの発行形態・配布方法の変更について（広報広聴課）

広報広聴課

千葉市の広報紙「ちば市政だより」が、10月発行分から変更となる。

10月からは、市内の全戸にポストイング（郵便ポストへの直接配達）でお届けするほか、より分かりやすく、より魅力的な紙面を目指し、リニューアルを行う。

全戸ポストイングのため、地域に配布員がお伺いするなどするが、ご理解とご協力を賜りたい。市民の皆さんには、このリニューアルについて、ちば市政だより8月1日号及び8月15日号でお知らせする予定である。

(配布資料の説明)

(質疑なし)

(6) 地域運営委員会について (市民自治推進課)

市民自治推進課

地域で活動する様々な団体が連携・協力して、身近な地域課題を解決し、継続的な助け合い・支え合いによる地区づくりを進めるため、平成26年度から地域運営委員会の設立を促進している。現在、お力添えをいただき、13の地区で地域運営委員会が設立されており、準備会も2地区設立されている状況である。設立数だけが目標ではないが、実施計画では、今年度末までに20地区の設立を目指すことを掲げている。この度、千葉大学大学院の関谷教授を招き、市民自治及び地域運営委員会全般に関する理解を深めることを目的に、地域運営委員会が未設立の地区を対象に、「地域運営委員会スタートアップ研修会」を開催することとなった。8月27日(日)10時から市役所本庁舎8階にて開催し、開催通知は各区から各地区にお知らせする。地域の諸団体の方々をお誘い合わせの上、ご参加いただきたい。なお、設立済みの団体については、「地域運営委員会を立ち上げたものの、情報共有にとどまっている」、「どの地域課題に取り組むのか、方向性が定まっていない」などのご相談もいただいていることから、12月にステップアップ研修会を開催する予定であるため、詳細は決まり次第お知らせする。

(配布資料の説明)

(主な質疑)

地区連協会長

地域運営委員会は、地区連が様々な団体に参加を促し、声をかけていって欲しいということだろうが、地区に団体が多くあり、日頃団体間の連携がないところでは、地区連任せにせず、市が地域運営委員会の重要性を説明し、参加を呼びかけ、主導して欲しい。

市民自治推進課

各団体にもお知らせするが、今後方法を検討していきたい。

地区連協会長

中学校区単位だと思うが、小学校区単位で活動して、上手くやっている地域もある。中学校区では活動が難しい面もある。

市民自治推進課

設立の単位については、現在は概ね中学校区で設立しているが、スポーツ振興会は小学校区単位で活動しているなど、活動地域が異なる場合もあることから、場合によっては、小学校区単位での設立も検討していきたい。ただし、小学校単位での設立を検討すると、その他の中学校区で設立している団体もあることから、複数の地域運営委員会に加入することになる団体も発生する可能性もあることから、地域の実情に応じ、個別に調整し、対応していきたい。

地区連協会長

中学校区が2区にまたがっているため、非常に団体の手続きや活動が難解になっており、設立に躊躇している。このような地区もあるということも理解してほしい。

地区連協会長

当地区では地域運営委員会を設立して今年で3年目となる。この間、活動し、大きな課題として感じることは、人材、場所、活動を支える財政である。場所の問題としては地域運営委員会の事務所である。現在は公民館を借りるなどしているが、日常的に地域運営委員会として活動する団体が使用できる場所が必要であるため、行政として検討してほしい。活動費としては、地域運営委員会の各団体間で予算の配分を調整することは難しいため、地域運営委員会として来年度の活動計画に対して予算要望をし、それに対し、予算化するかどうか、ということで市が検討する制度としてもらえないか。また、避難所運営委員会に対する補助金についても、一括して支給してもらえないか、検討いただきたい。

市民自治推進課

補助金については、一律に増額することは難しい状況だが、ご意見を参考にし、今後検討してまいりたい。活動場所の確保については、強い要望があることは承知している。公共施設に余裕空間があった場合には、ぜひとも提供していきたいが、専用のスペースをご用意できるかという点も厳しい状況もある。例えば公民館のスペースに事務的なものだけでも置かせてもらえないか、など、関係機関と協議していきたい。また、避難所運営委員会への補助金については、防災対策課と協議を開始したところであり、地域運営委員会の構成団体に避難所運営委員会が加わった場合には、統合補助金のメニューに追加することを検討していきたい。

4 連絡事項（事務局）

- 日本大学大学院から町内自治会集会所調査への協力依頼があったため、各区連協に協力可否の確認をさせていただく。以前、同様に調査協力した事例があり、研究目的であり、提供先も研究室に限られており、不利益な情報提供にはあたらないと考えられるため、ご協力いただきたい。
- 次回市連協会議は10月5日を予定している。